クラフトメンバーズカード特約

第１条（名称）

クラフトメンバーズカード（以下「メンバーズカード」といいます。）とクラフトメンバーズカード RS（以下「メンバーズカード RS」といいます。）とは、株式会社クラフト（以下「クラフト」といいます。）と株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が提携して当社が発行するカードで、Visa カード機能を有します。

第２条（会員）

会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、クラフトを通して当社に入会申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

第３条（年会費）

1.メンバーズカード会員の年会費（カード盗難保険料・消費税を含みます。）は無料とします。

2.メンバーズカード RS 会員は、当社に対し毎年当社所定の時期に当社所定の年会費（カード盗難保険料・消費税を含みます。）を支払うものとします。

第４条（クラフトでのカードショッピングの支払金の支払方法）

1.会員がメンバーズカード又はメンバーズカード RS をクラフトで翌月 1 回払・回数指定分割払、ボーナス併用回数指定分割払のいずれかを指定した場合の支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は別表 1 のとおりとなります。但し、ボーナス併用回数指定分割払の実質年率は別表 1 と異なる場合があります。

2.ボーナス 1 回払・ボーナス 2 回払を指定した場合の支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は別表 2 の通りとなります。

【別表 1 】

(a)支払回数	1 回	2 回	3 回	6 回	10 回	12 回	15 回	18 回
(b)支払期間(ヶ月)	1	2	3	6	10	12	15	18
(c)実質年率(%)	0.00	0.00	12.25	14.00	14.75	14.75	15.00	15.00
(d)利用代金 100 円当たりの回数指定分割払手数料の額(円)	0.00	0.00	2.04	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24

(a)支払回数	20 回	24 回	30 回	36 回
(b)支払期間(ヶ月)	20	24	30	36
(c)実質年率(%)	15.00	15.00	15.00	15.00
(d)利用代金 100 円当たりの回数指定分割払手数料の額(円)	13.60	16.32	20.40	24.48

【別表 2】

(a)支払回数	ﾎﾞｰﾅｽ 1 回	ﾎﾞｰﾅｽ 2 回
(b)支払期間(ヶ月)	2～6	5～12
(c)実質年率(%)	0.00	6.50～14.00
(d)利用代金 100 円当たりの回数指定分割払手数料の額(円)	0.00	3.50

3.スキップ払いで 1 回払・回数指定分割払、ボーナス併用回数指定分割払のいずれかを指定した場合、支払を通常の支払開始月の翌月から最大 6 ヶ月間据え置きして開始することができます。支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は別表 3 の通りとなります。お支払いいただくカードショッピングの支払金は、カードショッピングの利用代金に別表 1(d)の額に 1 ヶ月据え置きする毎に 0.6 円を加算した金額となります。なお、取扱

期間は通年とします。

【別表 3】

(a)支払回数	ｽｷｯﾌﾟ 1 回	ｽｷｯﾌﾟ 2 回	ｽｷｯﾌﾟ 3 回	ｽｷｯﾌﾟ 6 回	ｽｷｯﾌﾟ 10 回	ｽｷｯﾌﾟ 12 回	ｽｷｯﾌﾟ 15 回
(b)支払期間(ヶ月)	2～7	3～8	4～9	7～12	11～16	13～18	16～21
(c)実質年率(%)	5.25～11.25	3.75～9.75	12.75～13.50	14.00	14.50～14.75	14.50～15.00	14.50～15.00
(d)利用代金 100 円当たりの回数指定分割払手数料の額(円)	0.63～3.78	0.60～3.60	2.64～5.64	4.68～7.68	7.40～10.40	8.76～11.76	10.80～13.80

(a)支払回数	ｽｷｯﾌﾟ 18 回	ｽｷｯﾌﾟ 20 回	ｽｷｯﾌﾟ 24 回	ｽｷｯﾌﾟ 30 回	ｽｷｯﾌﾟ 36 回
(b)支払期間(ヶ月)	19～24	21～26	25～30	31～36	37～42
(c)実質年率(%)	14.75～15.00	14.75～15.00	14.75～15.00	14.75～15.00	14.50～15.00
(d)利用代金 100 円当たりの回数指定分割払手数料の額(円)	12.84～15.84	14.20～17.20	16.92～19.92	21.00～24.00	25.08～28.08

4.お支払いいただくカードショッピングの支払金の支払総額は、カードショッピングの利用代金に別表 1、別表 2 又は別表 3 の(d)の割合を乗じた額を加算した金額となります。

（別表 1 の例）現金価格　50,000 円 10 回払の場合

●支払総額

50,000 円円＋50,000 円円×（6.8／100 円）＝53,400 円

●月々の分割支払金

53,400 円÷10 回＝5,340 円

第 5 条（適用）

本特約に定めない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。